

持続化給付金

新型コロナウイルスの影響で売上が大きく減少した事業者は、法人の場合 200 万円、個人事業者等の場合 100 万円を上限に、現金の給付を受けることができます。

対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

条件等 新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月比で 50%以上事業収入が減少している

申請期限 令和 3 年 1 月 15 日

申請はインターネットで。

URL : <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

 中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-78-3183

新型コロナウイルス感染症による 小学校等休業等対応支援金

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもを世話するため契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者は、支援金の給付を受けられます。

対象

親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、次の①か②を現に監護している人

①臨時休業等をした小学校等に通う子ども

②新型コロナウイルスに感染したか、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

※子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

条件等 次の①、②の両方に該当すること

①小学校等の臨時休業前に、業務委託契約等を締結していること

②小学校等の臨時休業期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

申請

申請書と証拠書類（保護者であることを証する書類等）を作成・準備のうえ、学校等休業助成金・支援金受付センター（〒137-8790 新東京郵便局私書箱 132 号）に特定記録等で郵送

申請期限 12 月 28 日（消印有効）

 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
☎ 0120-60-3999

中小事業者等が所有する 償却資産および事業用家屋に係る 固定資産税の軽減措置

中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産・事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する制度です。

対象

令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 カ月間の売上が前年の同期間と比べて減少している中小事業者等

軽減率

減少率が 30～50%の場合…2 分の 1

減少率が 50%以上の場合…全額

申告手続

事業収入の減少などに関する確認依頼を、認定経営革新等支援機関等に対して行い、確認書の発行を受けたうえで、益城町役場 税務課へ軽減申告を行ってください。

なお、詳細については、中小企業庁のホームページを確認してください。

申告期限 令和 3 年 2 月 1 日

問い合わせ

中小企業固定資産税等の軽減相談

☎ 0570-077322

税務課 固定資産税係 ☎ 286-3380

益城エール飯（町独自の事業）

町内事業者が実施するテイクアウトやデリバリーサービスの情報を収集し、Facebook や HP で情報発信しています。「# 益城エール飯」は、町内での消費を促し、町内事業者を支援する取り組みです。



Facebook ページ

fb.me/mashiki.yell.umakamon

Web サイト URL

<https://msmashiki.wixsite.com/mashiki-yell>

※事業者の登録は随時受け付けています。

※飲食店に限らず、商品の宅配や出張サービスなどに取り組む事業者を募集しています。